○○町会個人情報保護方針

○○○○年○○月○○日

平成17年4月1日から「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」が施行されました。町会活動に於いては、会員の氏名、住所や電話番号などの個人情報を持つことは、必要なことです。個人情報について、きちんと理解し、適切に取り扱わなければなりません。そのため、国の法律等に基づき個人情報保護方針(プライバシーポリシー)を作成するとともに以下の個人情報保護指針を定め、確実に履行に努めます。

1. 個人情報について

個人情報は、会員個人に関する情報で、氏名、住所や電話番号など特定の個人を識別できる情報が対象となります。また、写真や映像等で個人を識別できるようなものであれば、これも対象となります。

2. 個人情報の収集について

町会が、会員などの個人情報を収集する場合は、会員本人から収集することが原則で、会員 本人以外からの個人情報の収集は、必ず会員本人の承諾が必要です。

3. 個人情報の利用及び提供について

会員の個人情報の利用については、会員相互の親睦、災害時支援、近親者への連絡などの利用の目的を定めた範囲で行い、その目的に個人情報を利用する場合は、利用目的をあらかじめお知らせし、了解を得た上で利用するとともに、以下の場合を除き、利用目的の範囲を超えて使用しません。

- (1) 会員本人の了解を得た場合
- (2) 個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合
- (3) 法令などにより提供を要求された場合

町会は、法令の定める場合を除き、会員の許可なく、その情報を第三者に提供しません。

4. 個人情報の適正管理について

町会は、会員の個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、会員の個人情報の漏えい、 紛失、破壊、改ざんまたは会員の個人情報への不正アクセス等を防止することに努めます。ま た、収集した個人情報の管理は、別途定め、破棄するときは適切に行ないます。

5. 個人情報の開示・訂正等について

町会は、会員の個人情報について会員から開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認 し、対応します。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に 対応します。

ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないこともあります。

- (1) 会員本人または第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 町会活動の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) その他法令に違反することとなる場合

6. 法令等の遵守と個人情報保護の仕組みの改善

町会は、個人情報の保護に関する法令、市の条例、その他の規範を遵守するとともに、上記 の各項目の見直しを適宜行い、個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。

7. 問い合わせの窓口

町会の個人情報保護方針に関してのご質問や会員の個人情報のお問合せは、町会の〇〇〇部 窓口でお受けします。